

セントルシアの入国規制措置（11月22日更新）

セントルシア政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今次更新により、非居住者のワクチン完全接種渡航者に対しても検疫措置が課されない等の変更があります。

1 18歳以上の全ての入国者は、渡航許可書取得のため、オンライン上で渡航登録フォーム手続きを行う必要がある。また、5歳以上の全ての入国者は、到着5日前以内にPCR検査を受け、同陰性結果を渡航登録フォーム上に提出する必要がある（同検査は、鼻咽頭スワブ検体によるものが必要であり、唾液は不可）、渡航前には、渡航許可書を受領し印刷しておくこと。全ての渡航者は、公共の場でのマスクの着用、社会的距離の確保等の関連規則を遵守すること。

2 ワクチン完全接種渡航者

- (1) 完全接種者とは、それぞれのワクチンの定められた規定回数を接種し、最終回の接種から2週間を経過している者を言う。入国時にはワクチン接種証明書を提示する必要がある。
- (2) ワクチン完全接種渡航者に検疫措置は課されない。5歳から17歳の子どもと共に渡航し、同子どもへの検疫措置免除を希望する場合は、到着時に自費による同子どもの再検査が必要となり、同検査結果が判明するまで、検疫措置が課される。同検査結果が陰性の場合、同子どもへの検疫は不要となる。

3 ワクチン未接種渡航者

- (1) 非居住の渡航者は、新型コロナウイルス認可宿泊施設への移動については、認可タクシーを使用する必要がある。ワクチン未接種のホテル宿泊客は、別の新型コロナウイルス認可宿泊施設への移動や認可された余暇活動、ツアー、小旅行に参加する場合を除き、滞在期間中は施設内に留まる必要がある。同認可宿泊施設で14日経過後、海外からの渡航者は、引き続き関連規則を遵守しつつ関連同施設内に滞在することが出来、国内で活動することが出来る。
- (2) ワクチン未接種居住者は、14日間の検疫措置が課され、最初の8日間は国の検疫施設での検疫措置となり、以降は自宅での検疫措置となる。7日目には、検査が課され同陰性結果を受領次第、検疫措置期間を完了するための自宅検疫が許可される。
- (3) 国の検疫施設での検疫申請については、電子メールで予約を行い（少なく

とも9泊分の予約、氏名、到着日の記載が必要)、同予約確認を24時間以内に受け取る事となる。同検疫施設での検疫時には、一泊当たり一人部屋95米ドル、2人部屋160米ドル、3人部屋240米ドルが課され(2人部屋、3人部屋は家族用)、予約証明は、渡航許可手続き時にアップロードする必要があり、同申請提出前に施設予約を行うこと。

- (4) 14日間の自宅検疫は、未成年者(17歳以下)の単独渡航の場合、あるいは、未成年者を同伴する渡航である場合、医療目的での渡航の場合、健康状態に問題があり国の検疫施設での滞在が出来ない場合に限り申請することができる。

4 クルーズ船旅客

- (1) 全ての乗客は、乗船5日前以内に実施したPCR検査陰性結果書を提示する必要がある。2歳以上の全ての乗客及び乗組員は、入国手続き簡易化のため、新型コロナワクチン接種証明書(2回接種の場合は両方分)を提示する必要がある、全ての乗客及び乗組員は、少なくとも乗船2週間前にはワクチンを完全接種している必要がある。ワクチン接種済みの乗客には、ワクチン未接種者と区別するため、カラーバンドが付与される。
- (2) ワクチン完全接種者(保健省が認可した新型コロナワクチンの規定回数を、到着2週間前以上に接種している者)は、余暇を過ごすため国内を自由に活動出来る。ワクチン未接種者は、船上のクルーズ・デスクで事前予約したツアー、小旅行に参加することが出来、健康・安全規則遵守のため「緑の回廊(Green Corridor)」または「バブル(Bubble)」エリアに留まる必要がある。関連する安全対策が実施されると、指定されたビーチにのみ行くことが出来る。
- (3) 全ての下船する乗客には、入国時に健康状態確認及び体温検査が課される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントルシア観光局

<https://www.stlucia.org/en/covid-19/>

参考：セントルシア保健省

<https://www.covid19response.lc/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。